

第四十六回国会 衆議院 文教委員會議録 第二十八号

昭和三十一年五月二十七日(水曜日) 午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重高君

理事坂田 道太君 理事南 好雄君

理事落合 寛茂君 理事二宮 武夫君

理事山中 吾郎君

大石 武一君 木村 武雄君

熊谷 義雄君 床次 徳二君

橋本龍太郎君 松田竹千代君

川崎 寛治君 實川 清之君

前田榮之助君 鈴木 一君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部 政務次官 八木 徹雄君

文部 事務官 (大臣官房長) 蒲生 芳郎君

文部 事務官 (大学事務局) 小林 行雄君

委員外の出席者

専門 員 田中 彰君

本日會議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四七号)

○久野委員長 これより會議を開きます。

学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 学校教育法一部改正の法案について前に質問をいたして保留しておきましたが、引き続き御質問をいたしたいと思います。

なお資料の要求をいたしておいたけれども、アルバイトに関する資料だけで、その他の提出がないわけですから、その提出を最大限努力をしてもらうて、次の大学急増対策その他の場合にできるだけ審議の資料になるように出してもらいたい。要望だけしておきます。

いま資料を出さないで審議を中止すると言ふことは、法律審議が進まぬようだからこちらが譲歩しておきます。大臣に致命をしてもらいたいということをお望みしておきます。資料は一つしか出ていない。

前の質疑のときに大学の目的について質問しておきましたが、五十二条の深く学術を教授研究しというあの学術ということばの定義を局長から聞いておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 学校教育法だけでなしに、それ以外の箇所、それ以外の法律でも、学術ということばを使つておられますが、これは非常に解釈のしようによつていろいろ考えられると思ひますけれども、普通私ども学問技術というふうな両者を含んだ意味で学術ということばを使つておられます。

○山中(吾)委員 そうしますと、学問技術という解釈ならば、職業教育におけるところのいわゆる技術とか、生活に結びついた技術、この短大の目的を規定してある新しいこの法案の中にある六十九条の二ですか、そういうものをわざわざ持つてこなくても、五十二條の深く学術の教授研究の中に入ることになると思うのですが、どうですか。

○小林(行)政府委員 五十二条で大学の目的を掲げておられますが、四年制の大学の目的として、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、」云々というふうな規定しておるわけでございます。もちろんこの四年制の大学でも学問の研究と同時に上級職業人の養成ということも当然この四年制大学の目的に入つてまいります。入つてまいりますけれども、短期大学で考えております従来の目的、目標、それから現実の実態という点から申しますと、もちろん職業教育を実施することは同じであります。学術の中心として短期大学があるというふうには考えられません。この学問の中心であるということが四年制大学の基本的な性格と私どもは考えております。したがつて、短期大学におきまして専門の学芸を教授研究する職業教育を行なうということがありまして、四年制の大学と短期大学では職業人の養成の点から言ひましても、質の違つた面があるというふうな考へておられます。

○山中(吾)委員 最近基礎的な学問とその応用部門の技術というものは不即不離で別々に考えられない。科学と技術というふうなもの、あるいは農業にしても農学とそれから現実のその応用の耕作技術というふうなものは、

これも私は切り離せないところまでできていると思ふのです。したがつて、この大学の教育の目的はいわゆる基礎的なそういう知識と応用技術というふうなもの、これは切つても切れない教育の教授対象になつておるので、それを質が違ふとかという考へのために短大と四年制の大学というものは、量の差はわかりませんが、質の差をもつて論議をしていくという考へ方の中に、こういう短大そのものを別途に取り扱つて、将来また別な性格に持つていこうという思想が流れてくるのではないかと、そういうことを見きわめたいので質問をしておるわけです。その点はどうですか。

○小林(行)政府委員 先ほど申しましたように四年制の大学は日本の学術研究上の一つの中核的な存在というふうな考へを以て「学術の中心として」という文句を使つておるわけでございます。短期大学ももちろん学校の機能といたしまして当然研究ということも一つの機能になつておるわけでございますけれども、教育の面に着目いたしますと、やはり大学とは別個の教育の目標を持ち、また実際そのように従来から発足以来進んでおるわけでございます。したがつて四年制の大学と短期大学ともに職業人を養成するという面はありまして、その到達度の差異というものは当然考えられると思ひます。もちろん、だからといって職業教育全般につきまして、これは大学からはずす、あるいは専門学校に譲るとい

うような考へではございません。最初に申しましたように、大学の一つの機能といたしまして、高度の研究と同時に職業人の養成というものは当然新制大学の目標として入つてくるというふうな考へておられます。

○山中(吾)委員 五十二条の「学術の中心として」というのは、いわゆる大学と考へておられますから、こういうふうな大学院、四年生の大学、その他の二、三年の大学も含んで、全部が入り得るうちに、この定義で入つておると私は見ておつたわけです。四年制の大学ということ論議する場合に、学術を中心としてということばは、大学院のない大学の場合についてやはりまた疑問が出てくるんじゃないか、そういう分析のしかたをしますと、そこで高等教育は原則として大学というふうな学校において教育するんだ。戦後の高等学校、いわゆる後期中等教育以上、その基礎的な学問教育を受けた者は、あとは高等教育は大学において行なうんだ、こういう思想のもとに出発しておるのではないか、戦後の学制は。そういうふうには私には考へてきたのですが、どこか間違いがありますか。

○小林(行)政府委員 高等教育というこつたばの意義のとりよつていろいろ考へられると思ひますが、要するに高等学校卒業を入学資格とする学校教育というふうな高等教育を考へますと、やはり大学、短大というものが中心になつてまいります。ただ、やはりその水準にや近いものとして先年制度

が創設されました高等専門学校という制度がございます。これも広い意味では高等教育の一環として考えてもさしつかえないというふうな考えをしております。しかしこれはきわめて限られたフィールドに関する教育だけを受け持っておりますので、全般的な制度といたしましてはやはり大学、短大というものが高等教育機関の中心であろうと思っております。

なお学術の中心ということは大学院を想定したものであるという趣旨のお尋ねがございましたが、必ずしも大学院がなくとも学部レベルの大学もやはり学術の中心ということで従来から考えておるわけでございます。学部を基礎としたしましてその上に大学院が置かれた場合、この大学院は高度の研究能力を付与するということを、ことに博士過程においてはそのことを主眼としておりました、特別に奥深い学問研究をするというのが大学院の制度でございます。学術の中心ということばから申しますと、やはり四年制の大学も学術の中心というふうな考えをしておるわけでありませう。

○山中(吾)委員 学問の性格によつて、医学の場合は六年、大学院でなく六年の修業期間が要る。ある学部については四年でいい。ある学部については三年という、そういう多様性を前提として大学の定義が出ておるのではないかと思うので、私は申し上げておるのです。この点についてい々ゆる短大なら短大ということ論議するとき、修業年限二年だからこれは大学ではないとかいう論議は、どこか偏見とどうか、とらわれたものがあるのではないか。私はそのために、六・三・

三・四の戦後の有機的に確立されておる日本の学校制度は、最初の六年は小学校教育だ、あとの三・三はこれは後期中等教育で、中学と高等学校という名において教育をするんだ、あとの四というの、六・三・三以上の教育について大学という名を持った学校に行なう高等教育という思想に立っているのではないか。修業年限にあまりこだわるといふことに問題があるのです。だから専門学校についての法案の審議のときには、私は反対したわけですが、やはりこういう法案を出しになつたのですから、今後また考え方が非常に動揺するだらうと思つておる。そういうことで、もう少しこの国会の中で論議をしておく必要があるもので、その点をよくひとつ理解をしておいていただきたいと思つておる。

次に、それならば二年が短いということについて、大学だけを考へないで、全体の学校制度の中の位置づけを私は論議すべきだと思つておる。戦前のいわゆる専門学校というものは、その先行する学校階梯は小学校の六年と中学校の四年であつた。四年から高等学校に入れたのです。そうすると、十カ年の教育階梯を前提として、その上に大学より少し落ちると見た専門学校をつくつておつた。ところが戦後は、短大に入るまでの先行する教育階梯は六・三・三であつて十二年である。だから戦前前の高等学校の基礎になる先行する教育年限より二年多いわけです。そういう六・三・三・四という全体の思想の中に、いわゆる高等教育というものは戦前中等教育に二カ年を加えておるから、その上は二年であらうが三年であらうが、いわゆる大学教

育の段階としてこれを考へていこうという思想が前提としてなければならぬ。したがつて大学教育そのものを、二年だから大学に値しない、三年だから値するといふのではなくて、その大以前前の教育期間といふものがどこまで行なわれてきておるかということ考へなければ、学校制度論にはならぬと思つておる。戦前の十年といふ教育の上を立てた専門学校と、十二年といふものを基礎の上を立てた短大と、全体として考へるべきだ。そこで大学の一つの制度として恒久化するということは、学校制度全体の論議の中で消化しなければならぬのじゃないか、そうするといふまでのわれわれの論議の疑問といふものはなくなつてくるように思つておるのですが、その点はいかがですか。

○小林(行政)政府委員 学制としての高等教育でございますが、戦後の教育期間の六・三・三計十二年、それから戦前の六と四ないし五、すなわち合計十年ないし十一年、その間の多少のズレはございますが、要するにその以前は、いわば高等教育以前の教育でありまして、やはり大学教育といふものは、現在の制度では高等学校卒業といふものを入学資格とする学校教育である。高等教育といふものは、そういう入学資格の点から申しますとそういうことであらうと思つておる。ただ学校の性格といふものを考へます場合に、入学資格と同時に、先ほど来お話のございました目的及び修業年限といふものが、学校の目的、性格をきめる非常に重要な要素だと思つております。たとえは入学資格が同一でございまして、その目的及び修業年限に差異があること

によりまして、必ずしも同一の種別の学校としては扱えないものが出てくると思つておる。この大学と短期大学の具体的な例で申しますと、発足のいきさつから申しまして、いわば大学とは別の暫定的な制度としてスタートをいたしました。しかしその短大のいろいろの問題点について十分な説明ができません。また、大学の目的をそのまま使つてスタートしたわけでございますが、その後十数年の実態の状況を見ますと、四年制の大学とは別個の動き方をしてまいつてきておるわけでありませう。したがつて、その実態の実態に着目して、このたびこの制度を恒久化するにあつては、現在の実態に即して短期大学の目標をはつきりさせるほうがいいといふふうな考えをたつておると思つておる。もちろん、だからと言つてこの短期大学制度が比較的水準が低いとか、意義が薄いといふふうな考へておるわけではございませんで、社会的な要望が非常に強かつたがゆえに現在までこういつた発展を見ておるわけでありませう。その点に着目して実態に即した目標を立てるほうが学校制度の上からいつても妥当であらう。これを修業年限の差異その他を全部無視いたしましたと同じ目標の中に入れておることは、かえつてわが国の学校教育制度を混乱させることになりはしないかといふように考へておる。

○山中(吾)委員 くだく質問しておるのは、腹の中では短大は戦前の専門学校と同じだといふ偏見があるならば取り除くべきだといふ論が主体なわけです。それは学校の位置づけといふものは、戦前の十年といふ教育期間を先行して専門学校にきた制度と、プラス二年の十二年を先行した上につくつた短

期大学とは違つたといふ認識をまず持つておく必要がある。ところが実質はどうも学力がついておらないといふことは、文部行政が悪くて施設、設備がない、教師の養成でも非常に質が低い、もつと教授、助教授の養成というのをすべきであるのに忘れておつたから、事実上なかなか戦前プラス二年の実績が出ないのだといふことならば、これは学校制度のほかに問題である。その偏見をおとりになつていないと、国会の中の論議も間違ひが出る。そういう思想があるから、五年制の専門学校といふ名前をつけるという裏には、戦前と同じことを考へてあつたといふふうな考へ方が入つておる。その点には、もうこの法案を出したのですから、ひとつ戦後の学校制度といふものに偏見を持たないで考へておいていただかないと、将来またいろいろわけわけをおきたいと思つておる。専門学校と短大との性格の関係を明確にしたい。

そこで大臣にお聞きしておきたいと思つておるが、やがては大学制度あるいは日本の学校制度の再検討ということもあり得ると思つておる。そういう場合に、この短大の關係の法案を提案したときに、大学から格下げをするといふようなことが出てくれば、この法案の提案にさらに矛盾が出る。そこで将来日本の学校制度全体を検討する場合においても、この法案を提出した趣旨に従つて大学教育といふワクからはずして格下げをするといふふうなことがあつてはならないと思つておる。充実にあつておる方向の線ならばわかるのでありますが、その点はこの法案を提案

された責任者の立場で、将来大学を再検討する場合に短大を格下げするといふようなことは考えていないくらいなことは、ここで表明していただく必要があると思ふが、いかがですか。

○**灘尾国務大臣** どうも格下げとか格上げとかおっしゃる御趣旨がよくわかりませんが、私どもも今回の法律案を提出いたしましたのは、短大の現状に即して現在の短大を大体系の姿において恒久的な制度としようとして、こういうふうな法律案を作成いたしましたわけでありませう。中教審あたりで大学制度の問題等についていろいろ御検討願ひましたが、その中にもやはり趣旨においてはこの法案と同じような考えも出ておるよう思ふのであります。そういうことでありますので、今後大学制度全般にわたりますて検討いたします場合に、どういふことになるか存じませんが、私は現在のこの短期大学というものを現状以下にする、こういうふうなつもりはもとよりございませぬ。もとより短期大学は、短期大学としましてもいいに見ました場合にはなお充実しなければならぬ点は多々あるかと思ふのであります。制度的に見ました場合には、いまこの法案において大学というワケの中に四年制の大学と短期大学というものを認めておりますこの考え方というものは変化はないもの、かように考えておる次第であります。将来のこととてございませぬからはっきりしたことをごいふことはできません、現実の事態といふものがどう動くものと考へまされぬので、この現実を即して考へますならば、短期大学としての適当な位置づけというものが行なわれるものと

考へる次第でありまして、別に格を下げるとか内容を落とすというふうな考へは毛頭ございませぬので、その程度でひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○**山中(吾)委員** いま一度伺ひます。日本の短大制度がアメリカのジュニア・カレッジというものを一つのお手本としてとってきた、しかし案外現実に即すると見えて定着をしてきておる。日本の学校制度としてはこれが定着しておることはそれが現実の需要に合っているということにもなるので、そういう定着をしているという認識のものと日本の学校制度をお考へになつてはどうかということが一つ。

それから将来大学教育を充実するという場合には、大学そのものだけをいじらぬで、先行する高等学校の三年で基礎教育、大学教育を受ける前提としてはまずければ、高等学校を四年にしてもいいじゃないか。その上に二年、三年、四年、学問に応じて修業年限にはいろいろ差があつても、その先行する面の改善を含んで大学制度そのものを検討しないで、それだけ切り離してやると、いまのような矛盾が出るので、その点をいま一度お聞きしておきます。

○**灘尾国務大臣** 短期大学につきましては、いまのお話にもありましたように、現在の短期大学というものの価値、意義というものを即してこれを固定化しよう、こういう考へ方であると思ふ。その点はお考へと同じであると思ふのであります。

なお将来、大学制度全般にわたつて根本的な改正でもし企てるという時期があるとするならば、もちろんそれはただ大学だけ切り離して考へる

といふよりも、学校制度全般にわたつて検討の上で大学制度というものを適当に位置づけるもの、かように考へております。

○**山中(吾)委員** その点を十分記憶にとどめておきたいと思ふので、歴代の大蔵大臣はいろいろ変わると思ひますが、大学制度についてどう切り離しての諮問のしかたに間違いが出ると私は思ふ。そういうこともあるので、全体の有機的な教育、学校制度でありますから、いま大臣の答弁されたそういう思想があるならば、別々な諮問のしかたになつてくると誤りが出るから、諮問のしかたもいろいろと熟慮してもらいたい、これは局長に申し上げておきます。

次に、短大というものについて、規模が非常に小さいので、四年制大学のようにマンモス大学でなく、学生数が少ないのに教授、助教が割合に数が多い、ある意味においては人間形成といふふうな立場も含んでいろいろ長所が逆に短大の中にあるように思ふ。それの点から考へて短期大学についてもいろいろな施設設備の補助その他については、私はこまかくれば差別待遇をすべきものでないのだ。ところがこの間の科学研究施設でつかの補助に関する法改正で、四年制だけを三分の二の補助の対象にして、同じ科学技術を前提にした短大の施設についてはたしか除外をしてきたように思ふ。それは現時はまだ当分の間をとつていない現行法の上にあつたと思ふのですが、この点については差別すべきものではないと思ふのです。前の法案で短大を除外したのはどういふ理由によるか、それをお聞きしてお

きます。

○**小林(行)政府委員** 教育の面から申しましても短期大学と大学については必ずしも文部省として差別はいたしていません。たとえば私立大学に対していろいろ建物その他の融資の面につきましても、大学とそれから短期大学との差別はいたしていません。平等の立場で融資というものをやっております。それから御承知のように理科設備に対する教育上の面からの補助制度でございますが、これも四年制の大学と短大の間に差別はいたしていません。ただいま御指摘のございましたのはおそれなく私立大学の研究設備に対する国の補助に關する制度についてだと思ひますが、これは御承知のように三十二年にできた制度でございます。この法律では短期大学を除いております。これは御承知のように私立大学で研究設備、學術の研究を促進するために必要な経費について国が援助するといふこととございまして、先ほど来お尋ねのございました學術の研究と申しまさか、學術の中心ということに着目いたしましたして四年制の大学に限定してこの研究設備に対する国の補助をしたものと思つております。特にこの対象から短期大学を除きましたのはそういう意味であると思ひます。

○**山中(吾)委員** 科学研究に対する施設設備です。その性格は四年制であるが二年制であるが私は変わりはないと思ふのですが、一方に科学教育の振興というものが世界的な問題になつて、そしていろいろ教育制度の中で国が奨励をしておるといふ姿の中で、私立における財政困難も含んで三分の二という補助の率を私は変更した

と思ふのですが、四年制と二年制を、いわゆる文科施設と理科施設を区別するのはそれはわかるのですが、同じ科学研究施設で大学とわれわれは考へて学校制度が運営をされておるときに、補助率を差別するといふのはどういふなづけたいのです。これはすみやかに検討されたいと思ふことが私は正しいと思ふのですが、これは大臣の御意見をひとつお聞きしておきたい。

○**灘尾国務大臣** 問題は特に私学に対する補助の問題だと考へております。私学に対する補助の沿革等につきましてはすでに山中さんもよく御承知のとおりだと思ひます。近年特にこの科学技術教育、科学技術の振興というところが国家的に考へまして特に必要であるといふので、この補助の道が開けたかと私は思ふのであります。そういう観点からいたします場合に、もとよりその場合にも財政的な考慮もあつたと思ひますけれども、四年制大学に限つて補助をするという考へ方も私は成り立つと思ふのであります。ただ、観点を改めて考へました場合に、私学の中に四年制の大学も、あるいはまた短期大学もそういうふうな研究をしておる、こういうこととあります場合に、その私学の教育内容あるいは研究内容を充実するために国の助成をするといふ考へ方は決して悪い考へ方とは思ひませぬ。しかし問題はむしろ今後の問題じゃないか、かように私は考へておる次第であります。短期大学から差別するといふ考へ方じゃないに、むしろ私学そのものを向上させるというふうな意味において国が援助をするといふふうなことも考へ方としては十分成り立ち得る問題だと思ひます。いまま

と思ふのですが、四年制と二年制を、

では少なくともそこまで及んでいなかった、こういう意味にお考えを願いたいと思うのであります。

○山中(吾)委員 局長にお伺いします。現在日本の大学というのは多過ぎると思っておられるのですか、少な過ぎると思っておられるのですか。

○小林(行)政府委員 ただいまお尋ねのような点につきましてはいろいろと実は意見があらうと思っております。戦後たとえば国立にいたしましたも大体一府県一大学ということで整備統合してまいりましたが、その後国立についても非常に多過ぎるものだという御意見もございました。また私学も四年制ばかりでなしに短大も非常に数がふえてまいりました、これはわが国の財政力その他から見ますと非常に多いという意見もございましたが、最近の、たとえば入学志願者の増加の傾向その他を考えますと、これはいろいろ考えなければならぬ問題は多々あらうと思えますけれども、必ずしもわが国の現状を勘案した場合に、多過ぎるという事態ではないのではなからうかというふうに思っております。

○山中(吾)委員 その点の考え方をお聞きしておかないと、多過ぎるという考え方で、そうして大学というものは少なくともはうがいがいいのだという考え方が案外にあらうに影響力を与えるという感じがするので、この機会にお聞きしておいたわけなんです、私、これはどういふ調査の基礎か知らないのですけれども、大学の学生の適齢期に相当する人口のうちで、大学に在籍する学生の数を調査したのを見ると、アメリカは三七・五％は大学の学生だ。それからソ連は一二％である。

日本は一〇％強。そうして大学の学生というものが学生適齢期の全体の人口のパーセンテージで多いというのは、その国の工業化に比例しているというふうに書いてあるので、これはまことにけつこうなところだ。そうすると、と財力さえあれば大学教育は日本もソ連、アメリカに負けないやり方をして一向差しかえなないし、やるべきではないかというふうに思うので、大学が多過ぎるというふうな考え方は文部大臣もお持ちになる必要はないのじゃないか、そういうふうに私は思う。

〔委員長退席、上村委員長代理着席〕

ただ大学というのは高等教育をする学校であるという上立って、大学と、それから中等教育の間に専門学校があるというふうなそういう考え方を持たないで、いわゆる高等教育機関というのをもっとあつていいのだという考え方を持っていくべきであつて、それがまた今後こういう短大制度そのものについての検討をするときに非常に違つたニュアンスが出る。そういうことを思うので、一応文部省で世界の先進国の中で、いわゆる大学というものの在籍学生数のパーセンテージを、同じ適齢期の人口で比較して、この会期中にできれば出してもらいたいと思つておられます。それからこれも基本的なことになるわけですが、この法案に、五十二条に二つある、短大に限って六十何条ですか、大学の節の最後に別記書いておられるが、将来これは一つの統一した規定のしかたというものを考えにねれないのか、あるいは将来これをどうするつもりなのか、その辺が

この法案を提案する場合についてはいろいろ検討されたのではないかと思うので、そういう経過があればお聞きしておきたいと思つておられます。

○小林(行)政府委員 このたびの改正案で短期大学の目的につきましましては、六十九条の二という新たな条文を起し、まして、従来の四年制の大学に該当いたします目的、すなわち第五十二条とは別個に規定をしたわけですね。これは先ほど来お答え申し上げておりますように短期大学という制度をやはり広い意味の大学教育の一環として同じ節の中で規定はいたしたわけでございますけれども、この目的といたしましては、四年制の大学とは別個にするのが妥当であるということから、別の条文を起したわけでございます。したがつて五十二條に掲げる目的を一応排除いたしまして、「第五十二條に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、」云々ということばをえ入れたわけでございます。先ほど来お答え申し上げておりますように、現在の短期大学の現状並びに実体から申しますと、やはり四年制の大学と別個の目的を持つ制度であるというふうにしたわけでございます。まして、将来ともこの形でございます。五十二條の中に特にこの目的をあわせて入れるということとは、さら

に混乱を起すことにはしなないかというふうな考えておられます。

○山中(吾)委員 そうすると将来五十二條の二項くらいに近づけてくるのかどうかということでお聞きしておいたのですが、五十二條に規定をしない最後の六十九條の二に規定しておるといふことは、この大学の章から離れて

いく遠心的な一つの規定の仕方である。求心的なのか、遠心的な動機で規定されておられるのかということをお聞きしたのであるが、局長の話では、どうもそれが明確でないわけだ。いろいろ論議をされたに違いない。そこで大学教育というものは、とにかく高等教育をする学校を大学と称するのだという基礎の上に立って、統一的に實際の事情に合う定義を大学の五十二條に書き直すということをするればいいのじゃないですか。そうでなければいつまでも不安定なものが残ると思うので、その点は明確にされていようですね、将来の方向は、途中で曲がっていくという余地も残しておられるようだ。これは大臣はどうですか。

○灘尾(辰右衛門)政府委員 大学のこの目的に関する規定はきわめて抽象的なことばを書いておりました。したがつて説明のしにくい同じようなことばを使つても、短期大学の場合と、それから四年制大学の場合とおきましては、その実態というものは幾らか違つておる。こういうこともあり得ることでありまして、書きにくい問題でございますが、われわれとしましてはやはり短期大学には短期大学の特徴がある。いわゆる四年制大学と全く同一のものではない、こういう前提に立って目的を書いたわけでありまして、この書き方につきましても率直に申せばいろいろ議論はございました。ございましたが、しかし短期大学を恒久的な制度としてこれを学校教育法の中に取り入れるといたしますならば、やはり四年制大学と全く同じような目的を持った大学として規定することはいいかであろう。中教審等も言っておられますように、その目的、

性格というもののついで何か明らかにするところが必要ではないか。こういう考え方がいけますと、それじゃ分けたらどうだ、短期大学というものは別の節といふか、章といふか、そういうふうにして全く別のところに入れたらどうかという議論も成り立つかと思つておられます。しかしその点は、私もどうも思つては、従来の沿革もございまして、また短期大学は高等専門学校とはまた趣を異にしているものでありますから、その教育水準をできるだけ高く保持するというふうなことも必要なことと考えます。従来やはり大学といううちに、暫定的ではございませうけれども、短期大学というものも認められておつたというふうな沿革も尊重いたしまして、大学のワクの中にこういう書き方をしておられることには、いたしたやうなわけでありまして、理論的にはたつたすつきりしているかどうかということになりますと、いろいろ御議論もあらうかと思つて、われわれとしましては、これまでの沿革あるいはその実態というものを尊重し、また教育水準をできるだけ高く保持してもらいたいというふうな希望も込めまして、大学のワクの中でこういうことをやる。しかし目的を全く同一にするわけにもいかないというので、こういう書き方をいたしましたやうなわけでございます。

○山中(吾)委員 いま一度質問します。短期大学も大学である。大学の中には六年制の医科大学もあり、あるいは四年を前提としたその他の四年の大学があり、二年あるいは三年、を前提とした短期大学がある。しかし大学であるといふことは確認をされて、この

法案がその点安定した考え方で出され
ておるかどうか。

○**灘尾国務大臣** 学校教育法第一条に
別記短期大学というところを出して
おりません。また章節の分け方から申
しますれば、四年制大学と同じところ
に書いておきます。したがって私ど
もはその意味におきましては、短期大
学もまた学校教育法に言う大学の一種
である、こういう考え方のもとにこの
制度を固定しよう、こういう考えで
ございますので、将来大学制度、あるい
はあなたのおっしゃる通りに、学校
制度全般にわたる根本的な改変でも行
なわれるというときがあればいいと思
います。ただいまのところはこの考えで
もってずっとやってまいりたいと思
います。

○**山中(吾)委員** それから次に日本の
大学の明治以来の伝統的な、一部は自
然発生的にできたと思うのですが、そ
の真理を探究するという、このことば
によると深い学術の研究という一つの
機能と、それから高い識見、人格をつ
くるという二つの機能を前提として、
日本の大学が発達してきたように思
うのです。他の国々の大学にはいろいろ
また伝統があると思いますが、現実
に数十年の日本の大学の伝統というも
の、一方には学術、一方には高い人
格、人材ということばを使っておるよ
うでございますが、二つのものがかね
備わって日本の大学制度ができてお
る。この点については四年制であらう
が二年制であらうが、その二つの伝統
というものをそごなわれないようにして
文教行政が奨励をし、そして充実をし
ていくという方針は、私は変えて
はならぬと思うのですが、そういうと

きに短期大学についてもそこら何か
はずしておるといふふうなことでは困
ると思っております。

そこで前の質問のときに私お聞きし
たのですが、その答弁はなかつたわけ
ですけれども、五十二条中に、目的の
前段には、学術の研究、教授という、
いわゆる真理の探求のほうを書いてあ
る。あとのほうに、ちょっと表現は私
は好きではないのですが、知的、道徳
的及び応用的能力という、わけのわか
らぬ——ではおかしいが、どうもびっ
たりしない、人格の応用的能力とい
うのはどういふのかわからぬが、こ
にかく変なことがあるけれども、こ
に高い大学教育によって人格識見を
みがかくという要素は明確に出ている。
この法案を見ると、これを短大のほうで
はとってしまっておる。その点もは
きりと日本の大学についての機能とい
うものを、歴史で築き上げた大学とい
うものについての認識と、これからこ
ういう短期大学を恒久制に持つていく
ときについての認識の中に何か断層が
あるのじゃないかというところを感じる
ので、前たしかちょっと質問をしたの
ですが、御答弁を受けていないので、
大臣のほうからひとつお答えいただき
たいと思っております。

○**灘尾国務大臣** 先ほどお答え申し上
げました中でもちょっと申し上げたわ
けであります。この大学の目的を書
きあらわすということに実は非常に困
難を感じる。四年制大学と全く同じよ
うな目的をこの短期大学について設定
するということ、私は実際問題から
していかかであらうかと考えます。そ
こで何か四年制大学の目的と違つた書
き方をしなければならぬわけでありま

す。いろいろ苦心しました結果がこう
いう目的に達したわけでございます。
もとより四年制大学の中に書いてあり
ます。知的、道徳的、応用的能力を展
開するということになる学校といふもの
は、おそろしくいかなる学校といふもの
なればならぬものと私は思っております。
ただ四年制大学について特に
こういふことを入れましたのは、社会
の有用な、しかも指導的立場に立つよ
うな人材をつくるために書いたもので
あります。それと同じものを短期大学に書
くということはどうであらうかとい
うことで、このようになつてしま
した。非常に書きにくくて実は困つたの
でありますけれども、いわゆる道徳的
あるいは知的、応用的能力を展開させ
るといふその目的自体は、私はいかな
る学校においても考えなければならぬ
問題だと思つておる。しかし四年制大
学と同じように書くわけにもいかないと
いうので、このようになつたのであり
まして、御了承願います。

○**山中(吾)委員** まあ五十二条の二項
に持つてくればそういう疑問はな
くなってくるような規定のしかたがで
きたのだらうと思つておる。ずっと後のほうに
書いてしまったから、一応ここで、質
疑応答で考え方を記録に残すべきだと
思つて質問をしたわけでは
ありません。それから、大体基本的な
ことについて私の疑問はこれくらいで
けつこうなつておるわけでも、大学の急
増問題に連なつて、またあとで触れ
なければならぬときは触れて質問を
いたしたいと思つておる。現在日本
の場合博士号、学士号といふものがあ
つて、同じ大学で短大といふものには
得業士といふよ

うな名称を与えたらどうかというよ
うな論もあるし、あるいは学士などと
いう名称は最近ほとんど価値がなく
なつた、学士号なんて免状でよこされ
てもよこされなくてもほとんど社会的
価値は喪失しているから、むしろと
つてしまつたらどうかという論もある。
しかし一方に四年制大学の場合には
学士号が制度的に——これは制度的に
あるのです。慣行としてあるのかわ
からないのですが、そして短大の場合
は将来どういふふうな安定をさせる
か、これは関係する。短大を恒久制
に持つていく法案を提案されておる
機会でもありますから、その辺も文
部省で一つの考えをお持ちであ
るならばお聞きしておきたい。

○**小林(行)政府委員** この学位問題
あるいは学士号の問題、これは明治
以来のわが国の大学制度で一つの
固定されたものがあるわけござい
まして、これは単にわが国ばかりで
なしに国際的な関連もあるわけ
でございます。現在学位として認め
られておるものは博士並びに修士
といふものが認められておるわけ
でございます。学士号は厳密な意味
での学位には必ずしも入らず、ま
あ従来からの慣例に基づいて大学
で与えることができるというふう
なことがございまして、卒業の要
件を満たした卒業生には学士号
を与えることができるというふう
になつておるわけでございます。も
ちろん短大ではそういう制度はござ
いませぬ。従来からの特にこの点
については、社会的な要望もござ
いませぬので、発足以来そのま
まできておるわけでございます。
私も現在の段階ではこの点につ

いて特に現在の制度を改めなければ
ならぬというふうには考えてお
りませぬ。

○**山中(吾)委員** 博士と修士が学位
で、学士といふのはほくも知らな
かつたのですが、何ですか。

○**小林(行)政府委員** 法制の上から
いいますと博士と修士が学位であ
りまして、学士といふのはまあ制
度上単なる称号といふことにな
つておるわけでございます。

○**山中(吾)委員** 大学卒業の証明書
みたいなものですか。ちょっと脱
線するかも知れませんが、法的格
格といふものは何かあるのですか。

○**小林(行)政府委員** これは法律に
規定がございまして、学校教育法
の六十三條に「大学に四年以上
在学し、一定の試験を受け、これ
に合格した者は、学士と称するこ
とができる」といふこと、いわば
一種の称号といふことになりま
す。それから六十八條で学位の
ことを規定しておりますが、「大
学院を置く大学は、監督官の定め
るところにより、博士その他の学位
を授与することができる」とい
ふことがございまして、したが
つて現在認められておるものは、
博士並びに修士でございます。学
士号と申しますのはこれには該
当していません。

○**山中(吾)委員** いまお読みになつた
のを聞き漏らしたのですが、四年制
の大学という規定になつておるの
ですか。——そうすると、大学を
卒業したということの証明以外に
別に何ら法的効力がないのですか。
——そういうものはなくしたらど
うですか。あるために差別待遇
みたいなものが出るような感じ
がするのです。一応そういうこと
の検討もおいおいされるのだと思

ますが、いまのようなものならばなくしたほうがいいじゃないかという感じがするので。これは関連してお聞きしたので。

次に、最後にお聞きしておきたいのですが、短期大学と、いわゆるこの間できた工業専門学校、これとの関係について、あの制度をつくるときに私は六・三制の私生児のようなものはおつくりにならぬほうがいいのだという論議をして反対をしたのですが、法案を出される趣旨は、高等学校のカリキュラムと短大二年のカリキュラムは別々であるから、それでは科学技術者の養成のためにまことに不便である。したがって高等学校と短大二年を一つのカリキュラムにするためには短大ではできない。そこで高等専門学校をつくるんだという御答弁であったわけですが、ところが、また一方われわれの質問した立場から、大体私立の短大というのは付属の高等学校がほとんどあるから、その学園の中で付属の高等学校と短大を単一のカリキュラムにするなどをお認めになれば、いわゆる大学でもない、高等学校でもない、そういう専門学校をつくって、卒業生に変な劣等感をつくるような弊害はお取りになったほうがいいではないか、また教授、助教授という名前をつけても、大学の教授、助教授の格下げになつて、給与の体系も低くし、逆にい先生が集まらぬような制度になるのではないかと、この点についてその後短大と、それから付属の高等学校を持つておる学園に対しては単一のカリキュラムをもって一貫教育をしてもいいという通牒をお出しになったと聞いておるので

すが、その点は間違いないですか。

○小林(行)政府委員 短期大学につきまして、これは付属の高校を持つて、従来からもそういう実態があるわけでございますが、ただ付属高校は高等学校の設置基準によつてできる、短期大学は短期大学の設置基準によつてできるというそれぞれの基準が違つておるから、これはこのカリキュラムの操作をして全部一貫したカリキュラムをつくるという事は非常に困難だと思つて、ある程度の操作をいたしまして、近接したものをつくることはできるとかと思つて、全く五年間を通じた単一のカリキュラムという様なことは従来からも行なわれておりませんでした。ただこの工業高等専門学校制度が創設されました場合に、その際いろいろ御意見がございましたので、できるだけそういうふうはしていただいたいという通牒は出しておるわけでございます。

○山中(吾)委員 あの通牒を出されたんで、ちょっとその要点だけ読んでみて下さい。

○小林(行)政府委員 三十六年の十一月に通知を出しております。要するに「工学系短期大学については、最近の著しい科学技術者需要の増大にかんがみ、これが真に社会の求める資質を有する技術者の養成に」について十分配慮してくれ。「この場合において、工学系の短期大学に附属高等学校を附置し、その両者の教育課程を、短期大学設置基準および高等学校学習指導要領の範囲内において、相互に関連を持たせて有効に編成することも差し支えない」

こういうことを言つております。

○山中(吾)委員 それだけ弾力性のあつた行政指導ができるのでしたら、わざわざ専門学校などをつくつてそして大学と高等学校の中にはさむような必要はなかつたのではないかと。現実の需要に應じて高等学校と大学の関係を、そういうふうには有機的な教育課程をやつてもいいという通牒でも奨励することができたらいいなら、ああいうやり方をすべきでないんじゃないか。そうして学校制度全般を論議するときには、やはり全般を再検討しないといふかぬと思うので、その点は前の法案の審議のときにはそういうことはできないと皆さんがお答えになるから、実はそのことを信じてきたわけなんです。そういう通牒を出したんではないんじゃないですか。

○小林(行)政府委員 この通知にもございまして、短期大学並びに付属の高等学校、それぞれ教育課程に関する基準があるわけでございます。その範囲内では、この基準をこえた全く単一のカリキュラムというわけにはいかないわけでございます。そこで工業高等専門学校を制度として新たに創設する意義があつたと思つておるのであります。先ほど来申しましたように、それぞれの基準の範囲内では、ただ関連を持たせるといふことでございまして、全く同一ではございません。

○山中(吾)委員 それをお聞きしておくれ、私の気持ちは、いわゆる高等学校と短大の一貫教育というのは現在の制度ではできない、そこで専門学校をつくるんだということを強調して、やがて

大学でもない高等学校でもないものをつくるムードをおつくりになること、これは非常に警戒をすべきものではないか、これを指摘しておかないと、現実には一貫教育ができるんですから、ほんとは。水産学校とか農業高等学校の場合については、私は工業高等専門学校の場合については、財力のない農民、水産、その関係で高度の技術を必要とするそういう教育をやるべきだという考えがあるものだから、そのときにずつといわゆる高等専門学校なんというものをつくつておるうちに、また一方に恒久化しておる短大制度というものの間に競争して非常な混乱が出るんじゃないかというところが将来考えられるので、申し上げておくので、その点は便宜的にそのときどきの法案を出すときに慎重に指導行政も、それから制度的に慎重に指導行政も、それから制度的改正についても御検討願いたいと思ふのであります。

この短大関係の直接の質問は私はいくらにいたして、大学全体の問題についてはまだたくさんありますけれども、一応私の質問を保留して委員長に御要望いたしたいと思ふのですが、この法案の取り扱いについては休職をするとかあるいは理事会を開いて処理についての御相談をいたしたいので、御要望申し上げます。

○川崎(寛)委員 関連。配付をされた短大法案関係統計資料集の3のところに昼夜別の資料がありますが、これをみますと国立の短大の場合には二十九のうち二十三が夜間でありまして、そういたしますと、国立短大の場合には非常に夜間に重点を置いておるというのがこれですかがわかるわけであり

ますけれども、この夜間短大の中身は学科別に見ますとどうなるか、お尋ねしたいと思ふ。

○小林(行)政府委員 国立の夜間の短期大学は二十三でございますが、そのうち十一が工業系であります。それから十一が法商関係、それから一といたしまして外国語でございます。

○川崎(寛)委員 そこで文部大臣にお尋ねしたいのでありますが、前に私も一度質問いたしましたし、何べんか本委員会において質疑があつたのでありますが、夜間大学をふやしていくという事について方針が出ておるわけでありまして、その場合に現在あります国立の夜間の短大を五年制の夜間大学にする考えがあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思ふ。

○小林(行)政府委員 従来も大学側の御要望並びに地元の希望でそういう三年制の夜間の短大を五年制の大学に切りかえた例がございまして。実は名古屋、あるいは九州の短期大学部は昨年でございますけれども、これを五年制の大学に切りかえておるわけでございます。今後も大学あるいは地元の御要望も勘案して、その必要があればそういう措置をとりたいと思ふ。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、公立は四十のうち十二が夜間関係ということになるわけでありまして。純粹の夜間は五だけでございますけれども、公立の場合にも現在の夜間短大を五年制のものに昇格させてほしいという要望があれば進めていく、指導していく考えがあるかどうか。

○小林(行)政府委員 それは地元の産業界あるいはその他学生の希望並びにその市、都道府県の御意向に従つて判

断すべきものでございまして、文部省としてはそれが実態に即しているというふうな認識があれば、その措置をとるわけでございます。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、国立なり公立なりの現在の夜間短大を五年制の方向に発展をさせるということとは一つの考え方としてはあるわけでありまして、夜間大学の増設ということとは、短大を昇格をさせるということと関連をして、あと具体的にどのようにならざるを得ないか、お尋ねしたいと思います。

○小林(行)政府委員 夜間の学部につきましては、従来から大学当局者等との話し合いの際に、できる範囲内でその点を考えてもらいたいということでは文部省として言っているわけでございます。現にことしの予算でも具体的に二つの大学でそういう夜間学部の増設をいたしております。将来もその方向で夜間学部の増設についてはできるだけ努力をしてみたいと思っております。

○川崎(寛)委員 たいま本委員会にかかっております私学振興会の法案とこの学校教育法の一部改正という二つの法案は、ともに四十一年度を迎えます大学急増対策と関連をいたしておる法案でありまして、それだけにこれまでもたびたび大学急増計画については議論がなされてまいりましたわけでありまして、そこではこれは本委員会の審議のあり方自体の問題に關連をいたすと思っておりますが、二十日の本委員会における山中委員の質問に對しまして、灘尾文部大臣の大学急増計画についての答弁というのはいささか不十分でありますし、遺憾であるわけ

けであります。といえますことは、予算の編成の大綱は八月に自民党政府として出されると思っておりますけれども、そういう具体的な作業に入っております、そういう予算の編成が目前に積まれていく段階にあるわけでありまして、四十一年という目前にしました大学急増の計画について、たとえば大学の入学者を十万人ふやすのだということになつておるが、それはただ単に新聞にちらほら出ておるにすぎないのだ、こういう形の大匠答弁であるわけであり

ます。そういったと、本委員会における文教政策の根本的な問題を議論をするということとは、これは文教政策の国の基本的なものを議論するのではなくて、文部省がきめたものを事後承認をする機嫌にかかると思ふのであります。アメリカの上院なり下院なりにおける委員会の審議あるいはイギリスにおける審議等見てみましても、国会における審議というものはもつと権威が

ありますし、行政府のほうは資料を供給して、その資料に基づいて国会の委員会が審議をして方針をきめていく、それに基づいて文部省自身が国の行政政策を具体化していく、これが当然あるべき姿だと思ふのであります。ところが現実には、大臣が答弁をいたしておりまして、それは新聞がただ報道しておるにすぎないのであって、決して文部省としてのコンクリートな考

え方ではないんだ、こういう形で逃げているわけだ。そのことはつらつらいずれ国会は六月の二十六日で終わる、そういったと予算編成方針というものは一、二カ月おいてきま

つて、あと具体的な作業に入つていって予算が固まつて出されてくる、こういうことになつてまいらぬと思ふのであります。そこでたとえ、この「国と地方の文教予算」こういうものの中をばらばらめくつてみましても、たとえば二百二十ページに「国立学校施設の実態」という点に触れられておるわけ

であります。国立大学を一番ふやすということに新聞の情報ではなつておるわけでありまして、国立学校の施設の実態においても、基準(戦前の七〇%)までの不足坪数が五十六万坪ある。そして昨年の五月一日におきまして、実態調査等もこれが資料としてついております。きわめて大きな不足坪数をかかえておるわけであり

ます。こういう具体的な不足坪数というものが出てきておるわけでありまして、今回の大学急増という問題にめぐります場合には、財政当局との折衝の一つの壁があるために具体的な案を出し得ないのが実態ではないかと思ふのであります。当然に、現在の高校卒業の実態あるいは大学入学率の向上、そういうようなものからしまして、四十一年度を迎える今日においてはもつとコンクリートなものが、あるいはコンクリートでないにしても、当然考え

方というものが本委員会に出されて、本委員会で十分な討論の上にそれが政府の計画として立てられていく、こういう手続を踏むべきであります。そういう意味におきまして、私は大学急増計画についての文部大臣のいままでの答弁というのはいささか不十分であるわけでありまして、あるいは私学振興会法

に關連をして問題を見ますならば、たとえこの文教予算の説明の二百三十

ページには、今回私学振興予算を大幅に増額したのは、これは来たるべき大学急増対策の事前措置なんだ、こういうことをいっておるわけでありまして、いよいよ具体的な案がなければならぬ、国立学校の施設の面でも大いに急がなければならぬ、こういう点を触れておるわけ

でありますし、あるいは私学振興会の予算の増額にいたしても、これは大急増についての事前措置なんだ、こういふ本計画というものが基本的にならなければ、出されてこなければならぬと思ふわけでありまして、ところが、それがそうではなくて、ただ単に新聞情報でちらほら出ておるにすぎないのだ、こういう逃げ方をいたすとしますならば、私学振興会の予算の増額にいたしても、財政当局との折衝の結果取れた行き当たりばつたりの予算増額が出てきたのだ、こういう程度のも

のとしか受け取れないわけであり

ます。そういう意味で、四十一年度の大学急増計画については、国会が終了いたします二十六日までの期間に本委員会にもう少しきちっとしたものが正式に出されることを要求したいと思ふわけ

です。それから次に、その場合に当然問題になります国立、私立の大学、短大に對する具体的な資金計画、国なり公立なりあるいは私立なり、それぞれ

の計画というものがほしいわけでありまして、特にその中で、もう少ししぼって申し上げますならば、施設の關係それから学部の増設の問題が一つ、それから二番目には、教官の定員不足という問題が出ておるわけであり

上に積み上げていくべき性質の点がございませぬ。したがって、具体的な、たとえば資金計画その他は個々の大学の要望等も十分にらみ合わせんと確定的なものを出てまいらないわけでございます。ごくラフな大づかみなものというものであればその作業はできますけれども、それはいわば抽象的なものになるわけでございます。具体的な入学者志願者の急増対策は、それぞれの大学の事情を調べ、また希望を聞いて作成をしていくべきものというふうに考えております。

○川崎(寛)委員 文部大臣の基本的な態度というものをお示しいただきたいと思ひます。

○灘尾(辰雄)委員 いろいろ大学の急増対策は、これはもうわれわれが何とかこれに対する対策を樹立してまいらなければならぬ問題でございます。しかもそれは少なくとも来年度の予算あたりからはそれに対する対策が出てこなければならぬ時期になっておると思ふのであります。私は、その意味におきまして、御質問に対して具体的な計画というものをごらんに入れることができないことはまことに遺憾に存じております。ただいま局長の答弁にもございましたが、この問題を具体的に考えます場合にはいろいろ要素について当たってみなければならぬと思ふのでございます。ただこれだけ学生がふえるから、それでやるのだというふうな単純にいかないことがあると思ふのであります。そのふえる学生を一体どの程度に見るのが妥当であるかという問題もございませぬし、またそれを消化していくのには一体具体的にどの程度の大学をどの程度をやるかというふうな問題についての検討もしなければならない、またこれが足りないとすればどの程度ふやす力があるのかという現実問題もあつたわけでございます。ひとり財政問題ばかりではございませぬ。いろいろ教育の問題をどうするか、いろいろ問題が出てくるわけでありませぬ。かれこれいろいろ要素を検討いたしました上で、初めて私は具体的な考え方というものが成り立つと思ふのであります。また同時に、国立は政府と国立大学との間で話し合ひをすればよろしいようなものもございませぬが、私学の問題もございませぬしあるいは公立の問題もございませぬ。それぞれの関係の向きとの間にやはり計画についての話し合ひというものが行なわれなければ結論は得られない、こういうことでもございませぬので、かれこれ検討すべき要素がたくさんございませぬので、具体的な計画はこれとおりのことを今日の段階においてごらんに入れることができない、この事情をひとつ御了承いただきたいと思ふのでございませぬ。われわれとしましては、来年度の予算を目途にいたしまして、この計画の樹立を急いでまいりたいと思ひます。もとより八月には来年度予算についての大体の綱がきまると時期であります。これは間に合えば一番けつこうなものであります。かりに間に合わなくても、この問題は来年度予算で解決すべきものという点は狂いがないと思ひます。したがってできるだけ結論を急ぎまして、次の国会までには何とかひとつ具体的な計画を持つて皆さま方の御検討を願えるようにしたい、かように考えております。

○川崎(寛)委員 終わります。

○久野委員 此の際暫時休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時十九分開議

○久野委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○久野委員 学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

他に質疑はございませぬか。——ではこれにて質疑は終局いたしました。

○久野委員 本日より討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○久野委員 本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員 起立総員。よつて本案は原案のとおり可決いたしました。

○久野委員 次に、本案に対し、上村千一郎外七名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を聴取することといたします。上村千一郎君。

○上村委員 私は、自由民主党日本社会党、及び民主社会党の三党を代表いたしまして、ただいま可決されました学校教育法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

案文を朗読いたします。

短期大学は、恒久的制度として将来一層内容の充実を図るとともに、その施設、設備についても整備するよう努力すること。以上であります。

何とぞ御賛同のほどをお願い申し上げます。

○久野委員 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。本動議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員 御異議なしと認めます。よつて本動議は可決され、附帯決議を付することに決しました。

この際文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。灘尾文部大臣。

○灘尾国務大臣 政府といたしましては、ただいまの御決議の趣旨に沿つて十分検討、努力いたしたいと思ひます。

○久野委員 ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久野委員 次会は来たる二十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

○久野委員 次会は来たる二十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

文	七	一	七	一
教	七	一	七	一
委	七	一	七	一
員	七	一	七	一
会	七	一	七	一
議	七	一	七	一
録	七	一	七	一
第	七	一	七	一
二	七	一	七	一
十	七	一	七	一
五	七	一	七	一
号	七	一	七	一
中	七	一	七	一
正	七	一	七	一
誤	七	一	七	一